

専決処分の報告について

秦野市手数料条例及び秦野市建築基準条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

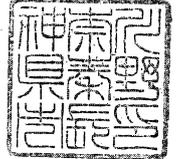


専 決 処 分 書

秦野市手数料条例及び秦野市建築基準条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和6年2月2日

秦野市長 高橋 昌和



理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の制定に伴い、次の理由により改正する。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正により、秦野市手数料条例で引用するこれらの法令の名称に変更が生じたこと。
- (2) 建築基準法施行令の一部改正により、秦野市建築基準条例で引用する同令の条項に移動が生じたこと。

秦野市条例第2号

秦野市手数料条例及び秦野市建築基準条例の一部を改正する条例

(秦野市手数料条例の一部改正)

第1条 秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第8項第1号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表第10項第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

(秦野市建築基準条例の一部改正)

第2条 秦野市建築基準条例（平成12年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第72条第1項中「政令第108条の3第1項第1号又は第2号」を「政令第108条の4第1項第1号又は第2号」に改め、同条第2項中「政令第108条の3第1項第1号」を「政令第108条の4第1項第1号」に、「政令第108条の3第1項第2号」を「同項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第3号 秦野市手数料条例及び秦野市建築基準条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>秦野市手数料条例の一部改正</p>	
<p>別表第1（第2条関係） 1－7（略） 8 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「低炭素法」という。）関係手数料 (1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（低炭素法第54条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。第10項において「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第10項第3号ア及び第7号アにおいて「判定機関」という。）又は評価機関による審査を受けた場合 次の掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)－(ウ)（略） イ（略）</p>	<p>別表第1（第2条関係） 1－7（略） 8 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「低炭素法」という。）関係手数料 (1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（低炭素法第54条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。第10項において「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第10項第3号ア及び第7号アにおいて「判定機関」という。）又は評価機関による審査を受けた場合 次の掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)－(ウ)（略） イ（略）</p>

- (2) - (4) (略)
- 9 (略)
- 10 建築物省エネ法関係手数料
- (1) (略)
- (2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更適合性判定手数料 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号) 第11条に規定する軽微な変更^アに該当していることを証する書面を交付する場合を含む。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額
- ア・イ (略)
- (3) - (7) (略)
- 11 (略)

- (2) - (4) (略)
- 9 (略)
- 10 建築物省エネ法関係手数料
- (1) (略)
- (2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更適合性判定手数料 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号) 第11条に規定する軽微な変更^イに該当していることを証する書面を交付する場合を含む。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額
- ア・イ (略)
- (3) - (7) (略)
- 11 (略)

秦野市建築基準条例の一部改正

(耐火性能検証を行う建築物に対する基準の適用)

第72条 主要構造部が政令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物 (次項に規定する建築物を除く。) に対する第17条、第19条第2項、第20条第2項、第22条、第28条第1項、第32条第2号、第37条第2項、第38条第1項、第40条第4項、第41条第2項、第49条第1項第

(耐火性能検証を行う建築物に対する基準の適用)

第72条 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物 (次項に規定する建築物を除く。) に対する第17条、第19条第2項、第20条第2項、第22条、第28条第1項、第32条第2号、第37条第2項、第38条第1項、第40条第4項、第41条第2項、第49条第1項第

1号、第51条、第52条第2項、第54条第1号、第55条第2号及び第67条第2項の規定の適用については、その建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 主要構造部が政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物（その建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものに限る。）及び主要構造部が同項第2号に該当する建築物（その建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。）に対する第32条第2号、第49条第1項第2号、第52条第2項及び第54条第1号の規定の適用については、その建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造にし、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、第32条第2号、第49条第1項第2号、第52条第2項及び第54条第1号以外の前項に掲げる規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

1号、第51条、第52条第2項、第54条第1号、第55条第2号及び第67条第2項の規定の適用については、その建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号に該当する建築物（その建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものに限る。）及び主要構造部が政令第108条の3第1項第2号に該当する建築物（その建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。）に対する第32条第2号、第49条第1項第2号、第52条第2項及び第54条第1号の規定の適用については、その建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造にし、これらの防火設備の構造は、特定防火設備とみなし、第32条第2号、第49条第1項第2号、第52条第2項及び第54条第1号以外の前項に掲げる規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

